

必要書類確認兼送付書

(住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型利用申請用)

申請(郵送か持参)する前に、次の書類がそろっているかどうかを確認し、提出する書類にチェックしてください。この用紙は、申請書などと一緒に提出してください。

提出書類により要件審査を行った後、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」を発行いたします。ただし、神戸市の住みかえーる(親・子世帯の近居・同居)を決定するものではありません。神戸市の住みかえーる(親・子世帯の近居・同居)は、引越し後の申請(電子申請)が必要です。※移転後の書類審査で要件を満たさない場合や、移転後の変更申請の時点で先着順の受付が終了している場合などは、住み替え助成のみが対象外となります。

→ (確認のチェックをお願いいたします。)

◆申請書など

チェック欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	交付申請書
<input type="checkbox"/>	対象要件チェックシート ★申請する際に、対象要件を確認するためのものです。
<input type="checkbox"/>	必要書類確認兼送付書(この用紙) ★申請する際に、必要書類を確認する、郵送漏れがないようにするためのものです。
<input type="checkbox"/>	【フラット35】地域連携型利用申請書(住宅金融支援機構様式)
<input type="checkbox"/>	振込口座のわかる書類(通帳・キャッシュカードの写しなど)

◆対象要件を満たしていることの確認に必要な書類 ※必要部数は、全て1部(1通)です。

チェック欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	子世帯の世帯全員の住民票の写し *3ヶ月以内のもの ★移転後に 再度提出が必要 になります。 ★小学校入学前の子どもがいないが、現在妊娠中である場合は、母子手帳の写しなど出産予定が分かる書類を追加で提出してください。
<input type="checkbox"/>	親世帯の世帯全員の住民票の写し *3ヶ月以内のもの ★親世帯も移転する場合、移転後に 再度提出が必要 になります。
<input type="checkbox"/>	子世帯の夫婦どちらかの方の戸籍抄本の写し *3ヶ月以内のもの ★近居もしくは同居する親世帯と親子関係にある方の戸籍抄本。コンビニ交付では戸籍個人事項証明。 例)子世帯の妻の親世帯と近居・同居する場合は妻の戸籍抄本
<input type="checkbox"/>	子世帯が移転する世帯の、夫婦いずれかの前年度所得があることを証明する者か、もしくは申請日現在、就労していることがわかる書類のいずれか一つ。(下記参考) ★前年所得が分かる書類 ・市民税・県民税所得証明書の写し ・市民税・県民税特別徴収税額の通知書の写し ・市民税・県民税納税通知書の写し ・源泉徴収票の写し ★就労証明 ・就労証明書(指定様式は特に無し)※参考様式あり ・勤務先が記載されている有効期限内の社会保険(健康保険)証 ・直近(申請月かその前月)の給与明細
<input type="checkbox"/>	購入する住宅の売買契約書もしくは契約内容が分かる書類の写し ★未契約の場合、契約後に 契約書の提出が必要 です。 ★ <u>建築年・住宅の広さ(平方メートル)・移転先・契約締結部分(新築は所有者名)の記載が必要</u> 建築年や住宅の広さが記載されていない場合は、重要事項説明書の写し等、建築年や広さが確認できる書類も併せて提出してください。★建築年が昭和56年5月以前で、耐震診断・耐震改修などで新耐震基準に適合している建物の場合は、上記の書類に追加して耐震基準適合証明書など耐震性が確認できる書類の写しも併せて提出してください。★階段室型団地の場合は、「対象住宅の登記記録全部事項証明書」と「団地の平面図」を提出してください。